

令和2年5月12日

保護者様

那覇市長 城間幹子
(公印省略)

特別保育期間の変更と家庭保育のご協力願いについて【第20報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。皆様の御努力により、5月11日時点で新型コロナウイルス感染症罹患者は、11日間連続0人となっております。

さて、このたび「沖縄県実施方針における休業要請の部分的解除と県の対応について（5月11日）」に基づき、公立こども園における特別保育期間を5月13日（水）までと変更し、それに伴い、感染対策を講じた上で通常保育を下記のとおり再開いたします。

保護者の皆様におかれましては、保育園・こども園等に通うお子様で、家庭での保育が可能な場合（平日にお仕事がお休みの場合、育児休業中・求職中など）で、家庭での保育が可能な日に、引き続き登園自粛へのご協力をお願いいたします。

なお、本決定事項は5月12日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

- 1 特別保育終了日** 5月13日（水）
※5月14日（木）からは通常保育となります。
- 2 登園自粛要請期間** 5月14日（木）～24日（日）
※保護者の皆様のご協力を引き続きお願いいたします。
- 3 給食について** **14日～16日の期間**の給食提供については園とご相談ください。
- 4 保育料** 5月25日（月）からは保育料等の減免措置等はありません。
※登園自粛期間（24日まで）は、日割りの減免措置があります。
- 5 感染対策等**
 - 戸外活動を計画的に実施し、室内のみの活動にならないように工夫する。
 - 丁寧な手洗い指導と室内の換気を十分に行う。
 - 発熱等体調不良があった場合は、保護者に連絡し医療機関の受診または自宅静養をお願いする。
 - 園児またはその家族に風邪症状（発熱、咳、倦怠感等）がある場合は、登園を見合わせるようお願いする。
 - 登園自粛中に県外等の渡航歴がある園児は2週間の自宅待機をお願いする。

保育料等に関する問い合わせ先

那覇市こどもみらい課
保育グループ各担当
電話：861-6903

通常保育に関する問い合わせ先

那覇市こども教育保育課
指導グループ
電話：861-2113